

神戸市高校生等通学定期券補助金交付要綱

令和4年9月1日 こども家庭局長決定

(目的)

第1条 この要綱は、子育て世帯の負担を軽減し、子どもの進路選択の幅を広げるため、高校生等の通学定期券の購入に要する経費について予算の範囲内で補助することに関する、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成27年3月神戸市規則第38号。以下「補助金規則」という。）に定めがあるもののほか、当該補助金の交付等に関する必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 高校生等 16歳に達する日の属する年度（ただし、4月1日生まれの者のみ16歳に達する日の属する前年度。以下同じ。）の4月1日から20歳に達する日の属する年度（ただし、4月1日生まれの者のみ20歳に達する日の属する前年度。以下同じ。）の3月31日までの間にある者のうち、次のいずれかに該当する者をいう。
 - ア 学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第1条に規定する高等学校に在学する者
 - イ 法第1条に規定する高等専門学校に在学し、第3学年の課程を終了するまでの者
 - ウ 法第124条に規定する専修学校の高等課程に在学する者（法第1条に規定する高等学校を卒業した者を除く。）
 - エ 法第134条に規定する各種学校で、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する外国人住民を専ら対象とするものに在学する者
- (2) 高等学校等 高校生等が在学する学校をいう。
- (3) 公共交通 新幹線を除く鉄道、バス、その他市長が認めた公共交通機関をいう。
- (4) 通学定期券 自宅と高等学校等との間を継続的に往復するために公共交通を利用する高校生等に対して、公共交通事業者が1箇月以上の一定期間を利用単位として発行する定期乗車券（モバイル端末等で利用できるアプリケーションにおいて取り扱う定期券等を含む。）をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号の要件をすべて満たす者（以下「対象高校生等」という。）の保護者（法第16条に規定される者をいう。以下本要綱において同じ。）とする。ただし、市長が認める特別の事情があるときは、この限りでない。

- (1) 当該補助金の交付を受けようとする年度（毎年4月1日から翌年3月31日。以下同じ。）において、住民基本台帳法の規定に基づき、神戸市の住民基本台帳に登録されている期間があること
- (2) 通学定期券を利用する高校生等に該当すること（交付の申請を行う日から12か月までの間に該当していた場合を含む）
- (3) 世帯全員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団と密接な関係者ではないこと

(4) 高等学校等の在学期間において、各年度に交付決定または不交付決定を受けた場合を 1 回として算定し、合計した数が 3 回未満であること（同一年度内で複数の交付決定または不交付決定を受けているときは、当該年度においては 1 回として取り扱う）

(補助対象経費)

第 4 条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、対象高校生等が、住民基本台帳上の神戸市内の住所から高等学校等への通学のために購入した通学定期券（当該補助金の交付を受けようとする年度にかかるものに限る）の経費とする。ただし、別表 1 の事由に該当する場合は、別表 1 右欄によって算出した額とする。

- 2 通学定期券については、その経路が最も経済的かつ合理的と認められるもの且つ往路及び復路において同一のものに限る。ただし、市長が認める特別の事情があるときは、この限りでない。
- 3 補助対象経費の計算は通学定期券 1 枚ごとに行い、複数枚あるときは、それらを合計した金額を補助対象経費とする。
- 4 鉄道の利用に係る特急料金は、補助対象経費から除く。

(補助金の額)

第 5 条 補助金の額は、神戸市内に所在する高等学校等へ通学する対象高校生等（以下「市内通学者」という。）と神戸市外に所在する高等学校等へ通学する対象高校生等（以下「市外通学者」という。）について各号のとおり対象高校生等ごとに算出するものとする。

- (1) 市内通学者 前条に定める補助対象経費の額から次項に掲げる額を控除した額とする。
 - (2) 市外通学者 前条に定める補助対象経費の額から次項に掲げる額を控除した額に 2 分の 1 を乗じて得た額とする。また、補助限度額は一年度につき 40 万円とし、1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
- 2 前項の補助金の額の算出において補助対象経費から控除する額は、次のとおりとする。
 - (1) 紛失等の理由により同一の公共交通について通学定期券を重複して購入した期間がある場合には、先に購入した通学定期券について重複する期間にかかる通学定期券の購入に要する経費を日割りにより計算した額。この場合において、1 円未満の端数があるときは、これを切り上げる。
 - (2) 学校教育法施行規則（以下「省令」という。）第 92 条（省令第 113 条による準用する場合を含む。以下同じ。）等に規定される転学（以下「転学」という）、住民基本台帳法第 23 条の転居（以下「転居」という）、又は自宅と高等学校等との間の通学区間の経路の変更をした場合には、次に掲げる額。この場合において、1 円未満の端数があるときは、これを切り上げる。
 - ア 自宅から転学前の高等学校等までの通学区間の経路、転居前の住所からの通学区間の経路又は経路の変更の前日までの経路にかかる通学定期券について、転学の日、転居の日又は経路の変更の日以後の期間にかかる通学定期券の購入に要する経費を日割りにより計算した額
 - イ 自宅から転学後の高等学校等までの通学区間の経路、転居後の住所からの通学区間の経路又は経路の変更の日以後の経路にかかる通学定期券について、転学の前日、転居の前日又は経路の変更の前日までの期間にかかる通学定期券の購入に要する経費を日割りにより計算した額

(交付申請)

第6条 申請者は、補助金規則第5条第3項に基づき補助金等の交付を申請するときは、次に掲げる書類を書面又は電磁的記録（電子的方式、電磁的方式その他知覚によっては認識できない方式で作られた記録をいう。以下本要綱において同じ。）によって、当該補助金の交付を受けようとする年度の1月4日（1月4日が神戸市の休日を定める条例（平成3年3月28日条例第28号）第2条に定める本市の休日に該当する場合は、本市の休日の翌日とする。）から翌年度4月の第2金曜日までの間に、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金交付申請書（様式第1号）
 - (2) 補助対象経費にかかるすべての通学定期券の写真。ただし、転学、転居、又は自宅と高等学校等との間の通学区間の経路の変更がない場合、同一の定期券種別（発行公共交通事業者、購入区間、購入期間の種別、金額）ごとに有効期間が最も新しい通学定期券の写真を提出することとし、その他の通学定期券の写真の提出を省略することができる。
 - (3) 高等学校等が対象高校生等に対して発行する学生証の写真又は交付申請の日において発行から3か月以内の在学証明書
 - (4) その他市長が必要と認める書類
- 2 前項第2号但し書きにより提出を省略した通学定期券の写真について、申請者は、前項の申請期間の初日を含む年度の翌年度末日まで保存しなければならない。
- 3 前2項の規定について、災害その他市長がやむを得ないと認める場合には、この限りでない。

(交付の決定)

第7条 市長は、補助金規則第6条による補助金の交付決定を行うときは、書面又は電磁的記録により、次に掲げる書類をもってすみやかに申請者に通知するものとする。

- (1) 補助金交付決定通知書（様式第2号）
 - (2) その他市長が必要と認める書類
- 2 市長は、補助金規則第6条第3項による補助金の交付が不適当である旨の通知を行うときは、書面又は電磁的記録により、次に掲げる書類をもって申請者に通知するものとする。
- (1) 補助金不交付決定通知書（様式第3号）
 - (2) その他市長が必要と認める書類
- 3 前2項の電磁的記録による通知は、電子計算機に備えられたファイルへの記録がされたときに当該通知を受ける者に到達したものとみなす。

(補助金の交付)

第8条 市長は、前条第1項による補助金の交付決定後、すみやかに申請者の振込指定口座に補助金を支払うものとする。

(申請の取下げ)

第9条 申請者は、第7条の規定による通知を受けた場合において、補助金規則第9条による申請の取下げをするときは、市長に補助金交付申請取下届出書（様式第4号）を提出することにより申請を取り下げることができる。

(補助金の返還)

第10条 申請者は、補助金の交付の決定を受けた後において、補助対象経費にかかる通学定期券の解約又は変更をしようとするとき、第3条に定める補助対象者ではなくなったとき、別表1の第2項、第4項、第6項及び第7項並びに転学のいずれかの事由が発生したときは、補助金

返還事由申出書（様式第5号）により市長に申し出なければならない。

- 2 市長は、前項の申し出があったときは、既に補助金を交付している場合においては、第5条の規定を準用して算出する相当額について、補助金返還請求通知書（様式第6号）により補助金の返還を請求するものとする。

（交付決定の取消し）

第11条 市長は、補助金規則第19条による補助金等の交付決定の全部又は一部を取消したときは、速やかに、その旨を補助金等交付決定取消通知書（様式第7号）により申請者に通知するものとする。

- 2 前項の規定により補助金の交付を取消した場合において、当該取消しに係る部分について既に補助金を交付しているときは、市長は、期日を定めて返還を命ずるものとする。
- 3 第1項の規定により交付決定の取消しを行った者に対しては、市長は、当該決定以降、本補助金の申請を受け付けないことができる。

（必要な調査等）

第12条 市長は、地方自治法第221条第2項に基づき、必要な限度において、第8条の補助金の交付を受けた者に対し、報告又は必要な資料の閲覧を求めることができる。

（譲渡又は担保の禁止）

第13条 補助金の交付を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。

（施行細目の委任）

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金等の交付に関する必要な事項は、所管課長が定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和4年9月1日から施行する。

（補助対象経費）

- 1 第4条第2項に、「4月1日から3月31日までの間のもの」とあるのは、令和4年度に限り「令和4年9月1日から令和5年3月31日までの間のもの」と読み替える。なお、有効期間の始期が9月1日以前のもので有効期間が9月1日以降にまたがるものは、令和4年度の補助対象とする。

（補助金の額）

- 1 第5条第1項中「144,000円」とあるものは、令和4年度に限り「84,000円」と読み替えるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和6年9月1日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

（補助対象経費）

1 第4条第2項第1号に「当該補助金の交付を受けようとする年度（毎年4月1日から翌年3月31日。以下同じ。）の4月1日から3月31日までの間に購入したものに限る。ただし、別表1の事由に該当する場合は、別表1右欄によって算出した額とする。」とあるものは、令和6年度に限り次のとおり読み替えるものとする。

「次のとおり算出した額を合計して得た額とする。

ア 有効期間の始期が令和6年4月1日から8月31日までの間のもの。ただし、附則別表1の事由に該当する場合は、附則別表1第一欄によって算出した額とする。

イ 令和6年9月1日から令和7年3月31日までの間に購入したもの。ただし、附則別表1の事由に該当する場合は、附則別表1第二欄によって算出した額とする。」

(補助金の額)

1 第5条第1項第1号に「前条第2項第1号に定める補助対象経費の額とする。」とあるものは、令和6年度に限り次のとおり読み替えるものとする。

「次のとおり算出した額を合計して得た額とする。

ア 前条第2項第1号(ア)に定める補助対象経費から60,000円及び次項に掲げる額を控除した額に2分の1を乗じて得た額。ただし、附則別表1第一欄の第2項から第4項のいずれかに該当するときの補助金の額は、前条第2項第1号(ア)に定める補助対象経費から、附則別表1第一欄の第2項から第4項に基づき算出対象期間から除かれる期間を除いた月数に12,000円を乗じた額及び次項に掲げる額を控除した額に2分の1を乗じて得た額。この場合において、1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

イ 前条第2項第1号(イ)に定める補助対象経費の額から次項に掲げる額を控除した額。」

(交付申請)

1 第6条第1項第1号に「様式第1－1号」とあるものは、令和6年度に限り「附則様式第1号」と読み替えるものとする。

(補助金の返還)

1 第10条第1項に「別表」とあるものは、令和6年度に限り「附則別表1及び別表2」と読み替えるものとする。

附 則

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表1 補助対象経費の算出（第4条関係）

項	事由	補助対象経費の算出方法
1	購入の日と有効期間の終期の間に年度をまたぐ通学定期券を購入したとき	購入日の属する年度に当該補助金の交付を受けていないものに限り、4月1日から3月31日までの期間を算出対象期間とし、その期間に係る経費を補助対象経費とする。
2	生活保護法、神戸市ひとり親家庭高校生等通学定期券補助制度その他の法令、補助制度等により通学定期券の購入に要する経費にかかる補助金等が交付されるとき	当該交付を受けた通学定期券は、当該交付の期間に係る経費を除いた額を補助対象経費とする。
3	対象高校生等が住民基本台帳法第22条に規定される転入をし、転入届を神戸市長に届け出たとき	転入をした日以降の期間に係る経費を補助対象経費とする。
4	対象高校生等が住民基本台帳法第24条に規定される転出届を神戸市長に届け出て、転出をしたとき	転出をした日の前日以前の期間に係る経費を補助対象経費とする。
5	対象高校生等が省令第90条（省令第179条により準用する場合を含む。）、第110条、第181条等に規定される入学をしたとき	入学をした日以降の期間に係る経費を補助対象経費とする。
6	対象高校生等が省令第94条（省令第113条及び第179条により準用する場合を含む。）、第181条等に規定される休学又は退学をしたとき	<ul style="list-style-type: none"> ・休学をした日から休学を終え復学した日の前日までを除いた期間に係る経費を補助対象経費とする。 ・退学をした日までの期間に係る経費を補助対象経費とする。
7	対象高校生等が省令第96条（省令第113条による準用する場合を含む。）、第183条の2等に規定される高等学校等の全課程の修了をしたとき	修了した日までの期間に係る経費を補助対象経費とする。
8	対象高校生等が通信制の課程に在学するとき	当該補助金の交付を受けようとする通学定期券の有効期間にかかるすべての月において、在学する高等学校等へ12日以上通学する場合、その購入に係る経費を補助対象経費とする。

・日割りにより求める。

・計算に関して1円未満の端数が生じるときはこれを切り捨てる。

神戸市長宛

神戸市高校生等通学定期券補助金交付申請書

申請者（保護者）

住 所	〒		
フリガナ	高校生等との続柄		
名 前			
生年月日	年	月	日
携帯番号	※申請に不備があった場合等にSMSで連絡を行うことがあるため、SMSを受信できる携帯の電話番号を記載してください。 (携帯がない場合は、自宅の電話番号を記載ください)		
メールアドレス	※申請に不備があった場合等に電子メールで連絡を行うことがあるため、普段利用しているメールアドレスを記載してください。 @		

補助金振込先（申請者（保護者）の口座に限る）

金融機関情報	銀行コード（4桁）	支店コード（3桁）
※名称は必須。銀行コード、支店コードは可能な範囲で記載	名称 <input type="checkbox"/> 銀行 <input type="checkbox"/> 信用金庫 <input type="checkbox"/> 農協組合	名称 <input type="checkbox"/> 本店 <input type="checkbox"/> 支店 <input type="checkbox"/> 出張所
口座種別	<input type="checkbox"/> 普通（総合） <input type="checkbox"/> 当座 <input type="checkbox"/> 貯蓄	
口座名義（カタカナ）	※申請者氏名と同じ口座名義以外の口座は指定できません。	
	口座番号	_____

神戸市高校生等通学定期券補助金交付要綱第6条の規定に基づき、本書のとおり申請します。

申請にあたり、下記の6つの項目に同意・宣誓します。（申請書を提出した時点での同意・宣誓したものとみなします。）

- 申請資格の確認や補助金額の算出のため、申請者及び対象となる高校生等に関して市が次の事項を確認すること
- と。①対象となる高校生等に関する住民登録②神戸市ひとり親家庭高校生等通学定期券補助金受給状況③生活保護受給状況 等
 - 対象となる高校生等の在学する（していた）高等学校等に、市が申請内容の確認を行うこと。
 - 福祉乗車証や特別支援教育就学奨励費等の通学費にかかる支援を受けていないこと。
 - 補助対象となる通学定期券をすべて購入し終わってから、1年間度分をまとめて申請すること。
 - 利用交通機関に払い戻し情報の開示を求めるこ。
 - 虚偽申請、その他不正な手段により補助金の交付を受けた場合は、交付決定を取消し補助金全額を返還すること。
 - また交付決定の取消し以降、神戸市が本補助金申請を受け付けないこと。

対象の高校生等

フリガナ	生年月日			年	月	日	
名 前							
住 所	通学時点の住所が、保護者の住所と異なる場合に記入してください。 〒						
	上記住所は、住民票に登録のある（あった）住所ですか。 <input type="checkbox"/> はい（住民票上の住所です） <input type="checkbox"/> いいえ ➔ 以下に通学時点の住民票上の住所を記入してください 〒						
学校所在地	<input type="checkbox"/> 市内	<input type="checkbox"/> 市外					
学校種別を選択してください	<input type="checkbox"/> ①高等学校（全日制・定時制）						
	<input type="checkbox"/> ②高等学校（通信制）						
	<input type="checkbox"/> ③高等専門学校（第1学年～第3学年）						
	<input type="checkbox"/> ④中等教育学校（後期課程）						
	<input type="checkbox"/> ⑤専修学校（高等課程）						
	<input type="checkbox"/> ⑥外国人学校						
学 校 名	※通信制高校の場合、通学先（実際に通っているサポート校・技能提携校・キャンパス等）をご記入ください。 通学先の名称： <input type="text"/> 通学先の住所： <input type="text"/>						

提出書類の確認（申請前に提出書類がそろっているか確認してください。）

<input type="checkbox"/> <u>高等学校等が対象高校生等に対して発行する学生証</u>
<input type="checkbox"/> <u>対象期間の全ての「定期券画像の添付」</u>
<p><u>※以下を満たす場合のみ、「定期券画像の添付」を一部省略することができます。一部省略する場合は、左にチェックをしたうえで、同一の定期券種別ごとに有効期間が最も新しい定期券を提出してください。</u></p> <p>①転学・転居、又は自宅と高等学校等との間の通学区間の経路の変更がない場合 ②同一の定期券種別（発行公共交通事業者、購入区間、購入期間の種別、金額）が以下を満たす (1)交通事業者・区間(出発・到着)が同じ (2)期間が同じ（学期定期ではない） (3)金額が同じ（料金改定等がない）</p> <p><u>画像が準備できない通学定期券を申請する場合は、以下の2点をあわせて提出してください。</u></p> <p><input type="checkbox"/> 審査の上、補助の対象となる場合があります。 ①通学証明書（自宅から学校までの通学区間を確認します） ②領収書、クレジットカード利用明細等（通学定期券を購入したことを確認します） 領収書等がない場合、ICカード事業者が発行する購入履歴等でも対応できる場合があります。</p>

【質問1】対象期間中に「経路変更」しましたか。または、「経路変更」の予定がありますか。

<経路変更とは>転居・転学・その他の理由（運行ルートの変更やダイヤ改正）により、
通学の手段・ルートを変更すること。

- はい (はいにチェックした方は、別紙も記載のうえ【質問2】へ)
 いいえ (いいえにチェックした方は、【質問2】へ)

【質問2】今回申請する定期券の期間中に以下事項にあてはまるものがありますか。（複数選択可）

- 以下に該当するものはない
 神戸市内での転居 転居前の住所
 転学(転入学・編入学) 転学日 令和 年 月 日
転学前の学校所在地 市内 市外
学校種別 転学前の学校名)
転学前に、通信制高校とサポート校・技能提携校の両方に在籍していた場合は、実際に通っていたサポート校・技能提携校等をご記入ください。
通学先の名称： 通学先の住所：

【質問3】今回申請する定期券の期間中に以下事項にあてはまるものがありますか。（複数選択可）

- 以下に該当するものはない
 入学 令和 年 月 日 ※2025年4月入学以外 例) 10月に秋入学等
 卒業 令和 年 月 日 ※2026年2・3月卒業以外 例) 年度途中卒業等
 休学 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
 退学 令和 年 月 日

通信制高校に通学している場合は下記を確認のうえ□にチェックしてください。

月に12日以上通学するために購入した定期券について、補助の対象となります。

(月12日以上通学しない月の定期券は、補助の対象となりません。)

- 上記について、確認しました

【質問4】他の制度による支援・補助の有無、補助金額の算出について

- ①対象となる高校生等が以下の他制度を利用されている場合は、重複受給とならないように控除して補助金額を算出します。
・生活保護
・神戸市ひとり親家庭高校生等通学定期券補助金 等
- ②重複等の事由がある場合や、令和6年度既に交付決定されている定期券の申請があった場合等は、申請時の金額から対象外となる経費を控除して補助金額を算出します。

- 上記について、確認しました

【質問5】申請する定期券の枚数について

今回申請しようとする定期券の枚数
(定期券画像の添付を省略しようとする定期券、代替書類で申請する定期券も含む)

枚

経路変更の内容について記載してください

【質問】経路変更の回数について

経路変更は何回を行いましたか

回

(1) 経路変更前の経路

2025年4月1日から2026年3月31日の期間に利用した自宅から学校までの全ての経路
(徒歩・自転車・スクールバスを除く)と期間を「交通機関/発着駅」の順で記入してください。

開始日・終了日 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
自宅から学校までの経路
例)自宅→舞子坂~舞子駅前(神戸市バス)→舞子~三ノ宮(JR西日本)→学校

(2) 経路変更後の経路（1回目）

経路変更が発生した理由 転居にともなう経路変更
 転学にともなう経路変更
 その他の理由による経路変更（理由：）

開始日・終了日 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
自宅から学校までの経路
例)自宅→舞子坂~舞子駅前(神戸市バス)→舞子~三ノ宮(JR西日本)→学校

(3) 経路変更後の経路（2回目）

経路変更が発生した理由 転居にともなう経路変更
 転学にともなう経路変更
 その他の理由による経路変更（理由：）

開始日・終了日 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
自宅から学校までの経路
例)自宅→舞子坂~舞子駅前(神戸市バス)→舞子~三ノ宮(JR西日本)→学校

(4) 経路変更後の経路（3回目）

経路変更が発生した理由 転居にともなう経路変更
 転学にともなう経路変更
 その他の理由による経路変更（理由：）

開始日・終了日 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
自宅から学校までの経路
例)自宅→舞子坂~舞子駅前(神戸市バス)→舞子~三ノ宮(JR西日本)→学校

(5) 経路変更後の経路（4回目）

経路変更が発生した理由 転居にともなう経路変更
 転学にともなう経路変更
 その他の理由による経路変更（理由：）

開始日・終了日 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
自宅から学校までの経路
例)自宅→舞子坂~舞子駅前(神戸市バス)→舞子~三ノ宮(JR西日本)→学校

(6) 経路変更後の経路（5回目）

経路変更が発生した理由 転居にともなう経路変更
 転学にともなう経路変更
 その他の理由による経路変更（理由：）

開始日・終了日 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
自宅から学校までの経路
例)自宅→舞子坂~舞子駅前(神戸市バス)→舞子~三ノ宮(JR西日本)→学校

対象期間中の全ての定期券について記載してください

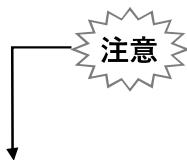
対象となる定期券1枚ごとにこの用紙をご記入ください

ご注意ください！ 通学定期券の写真の提出を一部省略する場合でも、券面期間や金額の記入は必要です
定期券が2枚以上ある場合は、この用紙を定期券ごとに作成して提出してください

【定期券 枚目】

利用 交通機関名	<input type="checkbox"/> 神戸市営地下鉄	<input type="checkbox"/> ポートライナー	<input type="checkbox"/> 六甲ライナー
	<input type="checkbox"/> JR西日本	<input type="checkbox"/> 阪神電車	<input type="checkbox"/> 阪急電鉄
	<input type="checkbox"/> 山陽電鉄	<input type="checkbox"/> 神戸電鉄	<input type="checkbox"/> 神戸高速鉄道
	<input type="checkbox"/> 神戸市バス	<input type="checkbox"/> 神姫バス	<input type="checkbox"/> 山陽バス
	<input type="checkbox"/> 神鉄バス	<input type="checkbox"/> 阪神バス	<input type="checkbox"/> 阪急バス
	<input type="checkbox"/> みなと観光バス	<input type="checkbox"/> 淡路ジェノバライン	
	<input type="checkbox"/> 連絡定期 ()		
	<input type="checkbox"/> その他 ()		
※1枚の定期券で異なる交通機関にまたがる区間を利用している場合は、 連絡定期を選択してください。例) 連絡定期（神戸市営地下鉄・神戸市バス）			
※スクールバスは対象外です			
購入区間	～		
定期券券面 期間(A)	年	月	日
定期券券面 金額(B)	円		

- 重複する期間定期券を購入されている場合や、去年度の申請で既に支給されている定期券がある場合は、重複分を差し引くため、補助対象経費が異なる場合があります。



通学定期券の写真の提出を一部省略して申請する場合は必ずチェックしてください。
チェックがない場合は、すべての定期券の写真を添付していただく必要があるため、
有効期間が最も新しい通学定期券のみの提出では受付ができません。

- 有効期間が最も新しい通学定期券の写真のみ提出するため、この定期券の写真の提出は省略します
 - 市内転居、転学、経路変更はありません
 - 通学定期券の購入区間ごとに、購入期間及び金額に変更はありません
 - 提出を省略した通学定期券は申請期間の初日を含む年度の翌年度末日まで保存します

補助金交付決定通知書

(公 印 省 略)

第 号

年 月 日

(申請者名) 様

神戸市長 久元 喜造

年 月 日付で申請のあった神戸市高校生等通学定期券補助金については、
次のとおり交付することに決定したので、神戸市高校生等通学定期券補助金交付要綱（以
下「要綱」という。）第7条第1項の規定に基づき下記のとおり通知します。

記

1. 補助金交付決定額	円
2. 対象高校生等の名前	
3. 交付の条件	<ul style="list-style-type: none">本通知の決定を受けた後において、要綱第10条第1項の申出事由が生じた場合は、補助金返還事由申出書により市長に申し出ること。要綱第10条第2号又は第11条第2項に規定する補助金の返還が生じた場合は、市長からの請求に基づき、期限内に市長の定める方法で納付すること。上記のほか、神戸市補助金等の交付に関する規則及び要綱に従うこと。

補助金不交付決定通知書

(公 印 省 略)

第 号

年 月 日

(申請者名) 様

神戸市長 久元 喜造

年 月 日付で申請のあった神戸市高校生等通学定期券補助金については、
下記の理由により不交付とすることに決定したので、神戸市高校生等通学定期券補助金交付
要綱（以下「要綱」という。）第7条第2項の規定に基づき通知します。

記

1. 対象高校生等の名前	
2. 不交付とした理由	

補助金交付申請取下届出書

年　月　日

神戸市長宛

住　所	〒　　-
申請者名	
対象高校生等の名 前	

年　月　日付　第　　号をもって交付決定のあった神戸市高校生等通学定

期券補助金について、神戸市補助金等の交付に関する規則第9条の規定に基づき、補助金交付申請を取下げたいので、神戸市高校生等通学定期券補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第9条の規定に基づき届け出ます。

取下げの理由	
--------	--

補助金返還事由申出書

年　月　日

神戸市長宛

住 所	〒　　-
申請者名	
対象高校生等の名前	

年　月　日付　第　　号をもって交付決定のあった神戸市高校生等通学定期券補助金について、神戸市高校生等通学定期券補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第10条第1項の規定に基づき、次のとおり返還の事由が生じたので申し出ます。

記

1. 返還の事由 ※該当するものにチェック (その他の場合は理由を 記入すること)	<input type="checkbox"/> 補助対象経費にかかる通学定期券の解約又は変更 <input type="checkbox"/> 要綱第3条に定める補助対象者でなくなった <input type="checkbox"/> 要綱別表の事由の発生 (<input type="checkbox"/> 第2項 <input type="checkbox"/> 第4項 <input type="checkbox"/> 第6項 <input type="checkbox"/> 第7項 <input type="checkbox"/> 第8項) <input type="checkbox"/> その他 ()
2. 補助金等の額	() 円) 円
3. 添付書類	・要綱第6条第1項第2号から第4号までに規定する書類

（注）表中、変更前の金額は上段に（）書き、変更後の金額は下段に記入する。

補助金返還請求通知書

(公印省略)

第 号

年 月 日

(申請者名) 様

神戸市長 久元 喜造

年 月 日付の神戸市高校生等通学定期券補助金にかかる返還事由の申し出を受け、神戸市高校生等通学定期券補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第10条第2項の規定に基づき、次のとおり補助金の返還請求について通知します。

記

1. 対象高校生等の名前		
2. 補助金等の額	当初交付決定額	円
	申出後交付決定額	円
	差引交付決定額	円
	補助金返還請求額	円
3. 交付の条件	・本表に記載の内容のほか、当初の交付決定通知書（年 月 日付 第 号）の表第3項「交付の条件」のとおりとする。	

補助金等交付決定取消通知書

(公印省略)

第 号

年 月 日

(申請者名) 様

神戸市長 久元 喜造

年 月 日付 第 号で交付決定した神戸市高校生等通学定期券補助金については、次のとおり交付決定を取消したので、神戸市高校生等通学定期券補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第11条第1項の規定に基づき、通知します。

記

1. 対象高校生等の名前	
2. 補助金等の額	円
3. 取消しの理由	